

令和5年7月3日

保険医療機関 開設者 様

東海北陸厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、本年7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴院で確認していただき、その結果を「施設基準の届出の確認について（報告）」により令和5年7月31日（月）までに郵送にて提出してください。

下記の「施設基準の届出の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。
報告が必要な様式について、【報告確認ツール】で確認できますので、下記の「施設基準の届出の確認について（報告）」と併せて提出してください。

記

1. 施設基準の確認手順について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、東海北陸厚生局のホームページに掲載している「施設基準の届出受理状況」を御参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① すべて要件を満たしている場合
「施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に○をして、提出してください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合
「施設基準の届出の確認について（報告）」の「イ」に○をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入の上、提出してください。
併せて、施設基準の「辞退届」を提出してください。

2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できませんので、御留意ください。

(届出が不要となっている施設基準の例)

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記1(2)の報告は不要です。

- | | |
|----------------------|--|
| ・夜間・早朝等加算 | ・連携強化診療情報提供料 |
| ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 | ・在宅時医学総合管理料の注8 |
| ・明細書発行体制等加算 | ・施設入居時等医学総合管理料の注5 |
| ・妊産婦緊急搬送入院加算 | ・医科点数表第2章第9部処置の通則の8に掲げる耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 |
| ・重症皮膚潰瘍管理加算 | ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術 |
| ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 | |
| ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料 | |
| ・遠隔連携診療料 | |

3. 郵送先及びお問い合わせ先

前記の報告書等は保険医療機関が所在する県を管轄する事務所(愛知県にあつては指導監査課)に郵送にて提出してください。

県	郵送先・お問い合わせ先	
愛知県	東海北陸厚生局 指導監査課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階 電話 052-228-6179
富山県	東海北陸厚生局 富山事務所	〒930-0085 富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階 電話 076-439-6570
石川県	東海北陸厚生局 石川事務所	〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎7階 電話 076-210-5140
岐阜県	東海北陸厚生局 岐阜事務所	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階 電話 058-249-1822
静岡県	東海北陸厚生局 静岡事務所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎3階 電話 054-355-2015
三重県	東海北陸厚生局 三重事務所	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階 電話 059-213-3533